

来年度に中山町立の小学校への入学を
予定しているお子さんの保護者の方へ

中山町教育委員会

令和7年度 就学援助制度（入学準備金）のお知らせ

中山町教育委員会では、経済的理由でお子さんを学校に通わせることが大変な保護者に対し、学用品や通学用品の購入費用の一部を入学前に支給する制度を設けています。

支給を希望される方は、直接教育委員会にご相談のうえ、申請手続きを行ってください。

1 支給を受けることができる方

中山町に住所があり、以下の全てを満たしている世帯が対象となります。

- (1) 来年度に中山町立小学校に入学予定のお子さんがいる
- (2) 生活保護を受給中または生活保護に準ずる程度（収入が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯）に困窮している

2 申請から支給までの流れ

- (1) 申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、町教育委員会教育課学校教育グループ（中山町中央公民館）に提出してください（申請書類は、町ホームページからダウンロードしていただきか、教育委員会窓口でお受け取りください）。

※ 令和8年2月27日（金）まで随時受け付けます。

- (2) 提出していただいた書類に基づき審査のうえ、随時決定通知書を送付します。
- (3) 支給の認定を受けた方には、事前に通知でお知らせした上で指定口座にお振込します。

※ 購入した学用品等について申告していただきますので、それまで領収書等の保管をお願いします。

3 その他

- (1) ご兄弟が就学援助の認定を受けている場合でも、お子さんごとに申請が必要となります。
- (2) 就学援助制度は各年度での認定となりますので、来年度（入学後）も就学援助の支給を希望する場合には、改めて申請が必要となります。
- (3) 入学前に支給される「入学準備金」と入学後に支給される「新入学児童生徒学用品費」は、いずれも新入学にあたって必要となる学用品等の購入費用の一部を支給するものです。入学準備金の支給を受けた方は、入学後に新入学児童生徒学用品費の支給を受けることはできません。また、入学後に新入学児童生徒学用品費の支給を希望する場合には、来年度の4月1日付で就学援助の認定を受ける必要があります。
- (4) 支給額は毎年度見直されるため、入学準備金として入学前に支給を受ける場合と、入学後に新入学児童生徒学用品費として支給を受ける場合では、金額が異なる場合がありますので、ご了承ください。

4 問い合わせ・申請書提出先

中山町教育委員会 教育課 学校教育グループ（中山町中央公民館内）

中山町大字長崎 6010 番地 電話 023-662-5484

問い合わせ時間：月曜日から金曜日（土・日、祝祭日を除く）8時30分から17時15分